

志摩市立学校設置条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和9年度に志摩市立浜島中学校が志摩市立文岡中学校に統合されるため、志摩市立浜島中学校を廃止するものです。

2. 改正する条例の要点

中学校の名称及び位置の一覧である別表第2から、志摩市立浜島中学校の項を削ります。

※この改正に伴い、志摩市学校体育施設の開放に関する条例も影響を受けることから、附則において同条例の改正を行います。

3. 改正による効果等

志摩市立浜島中学校が志摩市立文岡中学校に統合され廃止することにより、浜島町地区の生徒が大きな集団の中で社会性を養うとともに、学校における津波等による被災を回避し、安全で安心な学校環境を確保します。

志摩市立学校設置条例(平成16年志摩市条例第105号)新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
志摩市立浜島中学校	志摩市浜島町塩屋604番地5	志摩市立大王中学校	志摩市大王町波切1506番地2
志摩市立大王中学校	志摩市大王町波切1506番地2	志摩市立志摩中学校	志摩市志摩町和具303番地
志摩市立志摩中学校	志摩市志摩町和具303番地	志摩市立文岡中学校	志摩市阿児町鶺方3347番地2
志摩市立文岡中学校	志摩市阿児町鶺方3347番地2	志摩市立東海中学校	志摩市阿児町甲賀2088番地1
志摩市立東海中学校	志摩市阿児町甲賀2088番地1	志摩市立磯部中学校	志摩市磯部町恵利原1300番地
志摩市立磯部中学校	志摩市磯部町恵利原1300番地		

志摩市学校体育施設の開放に関する条例(平成16年志摩市条例第132号)新旧対照表 (附則による改正)

現行					改正後 (案)				
別表(第2条、第6条、第12条関係)					別表(第2条、第6条、第12条関係)				
開放する学 校名	場所	開放する 施設	運動場夜間 照明使用料 1時間当り 単価	体育館使用 料 1時間当り 単価	開放する学 校名	場所	開放する 施設	運動場夜間 照明使用料 1時間当 り単価	体育館使用 料 1時間当た り単価
浜島中学校	志摩市浜島 町塩屋604 番地5	運動場・ 体育館		250円	浜島小学校	志摩市浜島 町浜島1112 番地	運動場・ 体育館		250円
浜島小学校	志摩市浜島 町浜島1112 番地	運動場・ 体育館		250円	大王中学校	志摩市大王 町波切1506 番地2	◎運動 場・体育 館	1,000円	250円
大王中学校	志摩市大王 町波切1506 番地2	◎運動 場・体育 館	1,000円	250円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～4 (略)				